平成31年度農作業受託研修事業に係るプロポーザル募集要領

1 委託業務の名称

平成31年度農作業受託研修事業委託

2 委託業務の内容

別添「平成31年度農作業受託研修事業委託仕様書」のとおり

3 委託料上限額

3,654,964円(消費税及び地方消費税相当額(合計10%)を含む)

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 法人格を有する団体であること
- (2) 県西・湘南地域における農業の実情を把握していること
- (3) 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること
- (4) 神奈川県内での農作業受委託に関する支援実績があること
- (5) 直近年の収支が黒字かつ累積損失がないなど、財務状況が健全であり、委託期間を通じて安定した事業運営が可能なこと
- (6) 特定の農林漁業者等を支援対象としない者であること
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (9) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること
- (10) 平成 26 年度以降に、本業務に類似した業務を国又は地方自治体から元請として受託し、完了 した実績があること

5 スケジュール

(1) 公募開始 平成31年4月9日(火)

(2) 参加意思表明書の受付 平成31年4月16日(火)午後5時まで(必着)

(3) 質問書の受付 平成31年4月16日(火)12時(正午)まで(必着)

(4) 質問に対する回答 平成31年4月19日(金)(予定)

(5) 企画提案書の受付 平成31年5月8日(水)午後5時まで(必着)

(6) 審査会 平成31年5月中旬(予定)(7) 最優秀提案者の通知 平成31年5月下旬(予定)

6 応募の手続き

(1) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書(様式1)を提出してください。参加意思表明書の提 出がない者の参加は認められません。

ア 受付期間

平成31年4月9日(火)から平成31年4月16日(火)まで 持ち込みの場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで 郵送の場合は、平成31年4月16日(火)必着

イ 提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 環境農政局農政部農業振興課 生産振興グループ 電話 045-210-4427

(2) 企画提案書等の提出

参加意思表明書の提出後に、次のとおり企画提案書等を提出してください。

ア 受付期間

平成31年4月9日(火)から平成31年5月8日(水)まで 持ち込みの場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで 郵送の場合は、平成31年5月8日(水)必着

イ 提出先

(1) と同様とする。

ウ 応募書類

- (ア) 企画提案書(様式2:正本1部、コピー6部)
- (イ) 見積書(様式3:正本1部、コピー6部)
- (ウ) 企画提案団体の概要(様式4:正本1部、コピー6部)
- (工) 誓約書(参加資格関係)(様式5:正本1部)
- (オ) 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)
- (カ) 法人登記簿謄本(1部)

(発行日から3か月以内のもの)

※提出された書類は、返却しません。

7 質問の受付

質問書(様式6)を電子メール又はファクシミリで 平成31年4月16日(火)12時(正午)までにご提出ください。

提出先:神奈川県環境農政局農政部農業振興課生産振興グループ

電子メール (fm0520.45h@pref.kanagawa.jp) ファクシミリ (045-210-8851)

- (1) 「件名」に【質問:平成31年度農作業受託研修事業公募について】と明記してください。
- (2) 提出後、必ず電話で着信の確認をお願いします。(生産振興グループ 045-210-4427)
- (3) 質問への回答は、平成 31 年 4 月 19 日 (金)頃に、県ホームページにより回答することと します。

8 審査の方法

受注者の選定にあたっては、プロポーザル参加者が提出書類を基に審査員に対して提案内容の 説明を行い、別表の「平成31年度農作業受託研修事業に係る企画提案書の評価基準表」に基づき、 提出書類を審査・採点の上、1事業者を選定します。また、審査会の会場及び時間等は、参加者へ 別途お知らせします。

なお、有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見の聴取を省略する場合があります。

9 審査結果

全ての応募者に5月下旬に書面で通知し、受注者として決定した者の名称を県のホームページで 公表します。

受注者に選定された団体と神奈川県との間で、企画内容の詳細について協議の上、契約を締結します。

10 契約手続きについて

- (1) 選定された提案者と、随意契約により本業務委託の手続きを行います。
- (2) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行った上で見積書を提出し、発注者が委託上限額 の範囲内で別途算定した予定価格内であった場合に、契約締結となります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合や、見積額が予定価格を超えていた場合には、提 案次点者と同様の契約手続きを行います。

11 留意事項

- (1) 参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (2) 応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとします。
- (3) なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 提出できる企画提案は1事業者につき1案とします。